

愛媛県議会議員

感謝と新たな決意 くらしの声を県政につなぐ

おおさか節子

県議会報告

連絡事務所：松山市宮田町8-6 えひめ社会文化会館 TEL 089-941-4504

社会新報

Social Democratic Party

社会新報号外

社会民主党全国連合機関紙宣伝局

週刊（水曜日発行）

〒100-0014東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル7F

電話代表03(3592)7515

振替00140・1・3203

●定価180円 ●1カ月700円 ●送料160円



9月定例会 県議

知事 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義は堅持

憲法改正に向けた動きについての所見を問う

愛媛県議会9月定例会は、県単独緊急防災・減災対策事業、産業の振興、医療・福祉の充実を中心に、一般会計で約107億円の補正予算を計上しました。

9月16日、おおさか節子議員は憲法改正や原発問題、子ども医療、政治的活動の届け出制等について代表質問を行いました。

憲法改正について

■わが国は、過去の侵略戦争と植民地支配の反省に立ち、日本国憲法の平和・民主主義を受け入れて以来、一度として他国に対して銃の引き金を引くことなく、平和を守ろうとしてきた。

月の参議院議員選挙で国民の信任を得たとして、今後、明文改憲に乗り出すと思われる。

安倍政権が進めようとしている憲法改正に向けた動きについての所見はどうか。

中村知事・・・



しかし、安倍政権の発足以降、憲法解釈は捻じ曲げられ、戦前回帰への扉が開かれようとしている。集団的自衛権の行使容認の閣議決定と今年3月に施行された安保法制により、自衛隊の活動範囲は大きく広がられた。安倍政権は、今年7

現行憲法が制定された当時と今では、国際情勢や社会経済情勢が大きく変化しており、時代の要請や新しい課題に対応するため、憲法改正をいつか議論していい時期にきているのではないかと感じる。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の3つの理念をしっかりと堅持した上で国民的な議論を進めていく必要があると考えている。

原発問題について

■福島第一原発事故の原因が究明されていない中で伊方原発3号機は再稼働され、耐震指針や基準地震動には疑問の声が多く、避難計画の実効性も不安視されている。



伊方原発ゲート前での抗議行動に参加

新規制基準は原発の絶対安全を保障するものではなく、避難計画が審査対象になっていないのも欠陥である。さらに、使用済み核燃料の処理方法はいまだに見つかっておらず、重大事故が発生した場合の責任の所在も不明確なままである。

■県は、国と合同で実施した原子力総合防災訓練や、国が改定した「伊方地域の緊急時対応」等を検証し、3度にわたり広域避難計画を修正した。

■伊方原発3号機の再起動については、①安全確保を大前提に国の考え方、②四国電力の取り組み姿勢、③地元理解の3条件、そしてわが国のエネルギー情勢等を踏まえた。先般、四国電力佐伯社長から通常運転開始の報告を

受けた際に、これからは安全運転を続けていくことを何よりも最優先に取り組みとともに、さらなる安全性の向上に努めるよう、直接強く要請した。

今後とも、他の県では見られない愛媛方式の通報連絡体制の徹底を図りながら、必要に応じて国や四国電力に安全対策等を今後とも求めていきたい。

■伊方町では、原発事故に備えて放射性物質流入防止のための放射線防護施設が7か所整備されているが、うち4か所が土砂災害警戒区域に立地し、そのうちの1か所は、より危険性が高い特別警戒区域にある。地盤がもろい地域で原発事故と土砂災害が同時に発生した場合、放射線防護施設としての機能を維持できなくなるが疑問視されている。また、放射線防護施設は完全に除去できるものではなく、重大事故により高濃度の放射性物質が放出された場合、施設内で大量の放射性物質を浴びる危険性も

アルファ米等の非常食約18万食、飲料水約11万リットルなどの物資を屋内避難施設や市町の庁舎等に備蓄している。また、災害時応援協定等に基づき、国や近隣県、県内市町等からの支援や民間企業団体との協力による流通備蓄の活用などによって、必要な物資を確保することとしている。

など、輸送手段の充実を図っているところである。今後とも市町と関係団体と密接に連携しながら物資供給体制の充実強化に努めていきたい。

無料市民相談を実施しています

毎月第1土曜日の10時から午後3時まで無料市民相談を実施しています。草薙順一弁護士と逢坂県議、中村市議3名で相談を受けています。お気軽に相談においで下さい。日時・場所・連絡先は下記のとおりです。

日時：10:00～15:00
場所：宮田町8-6(えひめ社会文化会館)
連絡先：089-941-4504



今後の市民相談予定日

2016年	11月5日	12月3日			
2017年	2月4日	3月4日	4月1日	5月13日	6月3日



福島副党首と永江孝子との街頭演説

物資の輸送についても本年4月に県トラック協会と原子力災害時の物資等の輸送に関する覚書を締結する

ある。さらに、施設の定員は利用が想定される住民数よりはるかに少ないことから、施設を安全な場所に整備していくべきと考える。

放射線防護施設の整備を今後どのように行うのか。また、土砂災害等により放射線防護施設が機能しなくなった場合の対応はどうか。

高橋防災安全統括部長・・・

ご指摘の4施設は原子力災害時に無理に避難することにより、かえって健康リスクが高まるような要配慮者がすでに入所している。会福祉施設や診療所である。近隣の要配慮者の屋内避難も想定し、伊方町や施設関係者等と協議し、整備が必要であると判断した。



伊方原発3号機稼働停止県への申し入れ

土砂災害等に使用できない場合やその恐れがある場合は要配慮者等が安全に屋内退避できるよう、施設の安全が確認された近隣の放

射線防護施設等へ避難誘導を行う等、状況に応じて迅速かつ適切に対応していく。

■米国では、避難計画の策定が原発の許認可要件とされており、自治体や住民が同意できる実効性のある避難計画を策定できなかったため廃炉になった例もある。

避難計画を原子力規制委員会の審査対象とするよう国に求めることや、県が独自に専門家を交えて実効性等を検討する必要があると思うがどうか。

高橋防災安全統括部長・・・

これらの避難計画については、内閣府が中心となつて関係県や原子力規制庁、自衛隊や消防等を所管する関係省庁で組織する伊方地域原子力防災協議会で詳細に検討されている。昨年10月には国の原子力防災会議に報告され、具体的かつ合理的であると了承された。

県においても、避難計画の実効性の向上に不断に取り組んでいる。避難計画を原子力規制委員会の審査対象とするよう、国に求めることや県が独自に専門家を交えて、実効性等を検討することは考えていない。

地方創生について

■地方創生交付金は、国が計画を認め採択された事業について交付されるものであり、国の方針に沿う事業

ばかりが採択され、真に地方創生につながる事業が見落とされるのではないかと懸念する。その一方で、地方創生は、地域独自の柔軟な戦略を組み立てることにより、地方自治の確立を図る好機でもある。



交運労協県への申し入れ

県民や市町との連携を図るため、周知啓発を含め、県版総合戦略をどのように推進していくのか。

中村知事・・・

人口問題総合戦略推進会議で、「知事とみんなの愛顔でトーク」での県民の皆さんとの対話や学生、報道機関との地方創生に関する意見交換など、県内各界・各層と情報共有を進めてきた。引き続き、移住促進や企業誘致による社会減対策や子育て支援による自然減対策などの取り組みを進めている。

さらに、今後は、地方創生交付金など、国の支援策の活用ノウハウを提供し、市町に対する支援を強化したいと考えている。

■高齢者の就労支援や創業

支援等に、より一層取り組むことが必要と考えるがどうか。

中村知事・・・

県では毎年、「高齢者の雇用フェスタ」を開催し、人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野への派遣就業を促進するため、今年度から新たに県シルバー人材センター連合会に専門の職員を配置して、派遣先企業の開拓等に取り組んでいる。また、愛媛産業振興財団では、インキュベートルーム（創業者向け貸室）等の提供やファンド助成など、様々な創業支援策を講じている。

■県版総合戦略では、国が示す役割ごとに明確な成果指標を設定し、推進管理をすることとしており、事業の着実な発展のためにも評価の仕組みづくりが重要になると考える。

成果指標をどのように評価し、今後の事業展開や戦略の見直しにどう反映していくのか。

西本企画振興部長・・・

今後5年間の地方創生に向けた施策を盛り込んだ県版総合戦略では、施策ごとに重要業績評価指標いわゆるKPIを85項目設定しており、今後の事業展開や総合計画の見直しを検討するPDCAサイクルの仕組みを確立している。具体的に

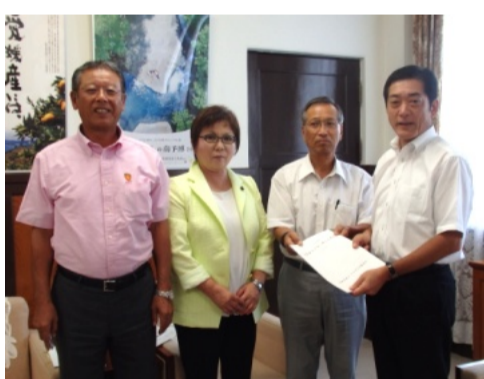
は、事業効果の検証を外部有識者で構成する人口問題総合戦略専門委員会で行うこととしており、人口問題総合戦略本部で今後の事業展開や総合戦略の見直しについて決定する。

子ども医療費について

■本県の子ども医療費助成の対象は、入院・通院ともに小学校就学前までであるが、県内市町が独自に対象を拡大して減免措置を実施している。

四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、愛南町の8市町は中学卒業まで、鬼北町は高校卒業まで入院・通院ともに無料化している

が、各市町によって対象が異なっている。県内どこでも等しく医療を受けられるようにすることが、子どもを安心して産み育てられる環境づくりにつながる。



社会民主党の9月補正予算要望

子ども医療費の無料化は本来、国の責任で全国一律の制度として実施すべきであり、本県議会でも、「乳幼児医療費無料化制度の創設」

を求める意見書を採択し、国に提出しているが、実現していない。

子ども医療費助成の対象を、中学卒業まで拡大すべきと思うがどうか。

兵頭保健福祉部長・・・

子どもの医療費助成は、県による就学前の乳幼児医療費助成制度をベースに、各市町が独自の少子化対策として、上乘せ助成を行っている。県と市町とも合わせた助成により、中学校卒業まで入院費はすべての市町で自己負担なしとなっており、一部の市町では通院費まで助成を広がっている。

子どもの医療費助成は本来、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えている。

届け出制について

■県内の県立学校全てで選挙運動や政治的活動を行う場合に届け出が必要とされたことには、①生徒を委縮させ、政治的関心を育む機会を妨げることになる、②何が選挙運動や政治的活動で、届け出る必要があるかどうかの線引きが不明確である、③政治的信条は問わないとしながら、実際には、思想・良心の自由への干渉になりかねないといった問題がある。

民法の成年年齢下げも検討される中、今後一層、子どもが主体的に選択・判断する力を養い、社会参加や自立を促す必要がある。県教育委員会は各校に対し、子どもの自立を阻むような選挙運動や政治的活動の届け出制を廃止するよう指導すべきと思うがどうか。

井上教育長・・・

政治的活動等の届け出制は社会経験の浅い高校生が公職選挙法違反等に決して巻き込まれることがないよう、各学校長が文部科学省の通知等を踏まえて導入したものと認識している。



社会民主党四国ブロック総会に参加

その運用は口頭による届け出とし、具体的な政党名や候補者名等は問わない等、思想信条の自由を侵さないよう、十分配慮されている。また、生徒を委縮させ、政治的関心を育む機会を妨げるものではなく、生徒自身が違法な活動でないか自己点検を行う契機になっていると理解している。

このため、県教育委員会では届け出制の廃止については、一律に指導することはないと考えておらず、各学校長が適切に検討・判断するものと考えている。